文部時報

第五百四十七號　目次

巻頭　天長節唱歌　伴奏附……一

尋常小學算術（第二學年用上）編纂趣旨（一）……文部省圖書監修官　塩野直道……二

天長節の唱歌に就て……文部省圖書局　和田信二郎……七

學校建築の話（三）……文部技師　高橋理一郎……一〇

史蹟名勝天然紀念物保存法に依り指定せられたる儒教教育機關の史蹟……文部省宗教局　古谷清……一四

文部省直轄學校の特色

新潟高等學校の特色……新潟高等學校長　岡田恒輔……二九

本校の特色……佐賀高等學校長　森岡喜三郎……三〇

特色ある明治專門學校……明治專門學校長　中川維則……三二

盛岡高等農林學校……盛岡高等農林學校長　林博士　上村勝爾……三三

彦根高等商業學校の特色……彦根高等商業學校長　矢野貫城……三五

農山漁村に於ける學校の實際

我が校に於ける農業實習指導……山形縣東村山郡金井青年學校長　木口政太郎……三八

訓令……四七

告示……四七

文部省訓令第八號（地方社會教育職員制ニ依ル職員ノ定員中改正）

文部省告示第百三十六號（和歌山縣立紀北農業學校第二部設置認可）・同第百三十七號（大阪府立農學校第二部設置歌謠常產科廢止認可）・同第百三十八號（東京市立牛込商業學校修業年限及入學資格變更認可）・同第百三十九號（富山縣東岩瀬商業學校設置認可）・同第百四十號（富山縣魚津實業學校設置認可）・同第百四十一號（富崎縣油津水產學校設置認可）・同第百四十二號（大分縣立實業青年學校設置認可）・同第百四十三號（山形縣立庄內農學校第二部修業年限變更認可）・同第百四十四號（興讓館商業學校設置認可）・同第百四十五號（首里市立女子工藝學校名稱及設立者變更認可）・同第百四十六號（島根縣立大社高等實業學校名稱變更認可）・同第百四十七號（野邊地實科高等女學校改稱認可）・同第百四十八號（大正二年文部省告示第百三十六號中改正）・同第百四十九號（東京工業專修學校高等工業部師範學校中學校高等女學校教員檢定規程第五條第九號ニ依リ認定）・同第百五十號（宮城縣亘理蠶業學校名稱變更認可）・同第百五十一號（名古屋市立工業專修學校設置認可）・同第百五十二號（名古屋市立兒玉商業專修學校設置認可）・同第百五十三號（熊本縣南關實科高等女學校設立者變更認可）・同第百五十四號（德島縣立水產學校設置認可）・同第百五十五號（名古屋市立山口、尙井實業學校設置認可）・同第百五十六號（法政中學校設置認可）・同第百五十七號（茨城縣東海高等女學校設立者及名稱變更認可）・同第百五十八號（茨城縣古河實科高等女學校組織及名稱變更認可）・同第百五十九號（神奈川縣軍港裁縫女學校名稱變更認可）・同第百六十號（新潟市立女子高等專修、同高等家政女學校設置認可）・同第百六十一號（滋賀縣立青年學校教員養成所位置變更認可）・同第百六十二號（天津第二日本尋常小學校恩給法指定）・同第百六十三號（福岡縣糟屋農學校修業年限及入學資格變更認可）・同第百六十四號（福岡縣三井農學校修業年限及入學資格變更認可）・同第百六十五號（福岡縣高松農學校寄產科廢止認可）・同第百六十六號（京都市立商業專修學校名稱變更認可）・同第百六十七號（奈良縣高田實科女學校修業年限及入學資格變更認可）・同第百六十八號（熊本縣鹿本農業學校女子部設置認可）・同第百六十九號（滋賀縣高島郡大溝實科高等女學校廢止認可）・同第百七十號（滋賀縣立藤樹實科高等女學校設置認可）・同第百七十一號（愛知縣刈谷高等裁縫女學校設置認可）・同第百七十二號（博克圖日本尋常高等小學校恩給法指定）・同第百七十三號（扎賚屯日本尋常高等小學校同上）・同第百七十四號（索倫日本尋常小學校同上）・同第百七十五號（黑河日本尋常小學校同上）・同第百七十六號（昂昂溪日本尋常高等小學校同上）・同第百七十七號（天津日本尋常高等小學校改稱認可）・同第百七十八號（平泉日本人尋常小學校改稱認可）・同第百七十九號（凌源日本人居留民會立凌源日本人尋常小學校改稱認可）・同第百八十號（承德居留民會立日本尋常小學校改稱認可）・同第百八十一號（熊本市立商工學校學科、入學資格及修業年限變更認可）・同第百八十二號（東京市京橋高等家政女學校設置認可）・同第百八十三號（栃木縣小山實業學校設置認可）・同第百八十四號（東京市麴町區實科女學校名稱及修業年限變更認可）・同第百八十五號（蛟河尋常小學校恩給法指定）・同第百八十六號（新京錦ヶ丘高等女學校恩給法指定）・同第百八十七號（東京府立商工學校第二本科設置認可）・同第百八十八號（東京府立實科工業學校第三本科設置認可）・同第百八十九號（東京府立工藝學校第三本科設置認可）・同第百九十號（福井縣立小濱水產學校位置變更認可）・同第百九十一號（富崎縣立高千穗實業學校男子部入學資格變更認可）・同第百九十二號（三重縣松阪市立實科高等女學校設置認可）・同第百九十三號（神奈川縣橫須賀市立實業學校設置認可）・文部省告示第一號（大阪府立高津夜間中學外六校兵役法施行令第百條第三號認定）……四七

學校令及勅令（自昭和十一年四月一日至同四月十日公表ノ分等）……五二

彙報……五三

講師嘱託並解嘱——思想關係選奬圖書——學位授與認可——檢定教科用圖書——歌曲採用認可——活動寫眞フイルム」認定——東京科學博物館開館日數等——昭和十一年度第二豫備金支出——日蓮宗宗則會議員選擧法中改正——轉任——歸朝——死去……八一

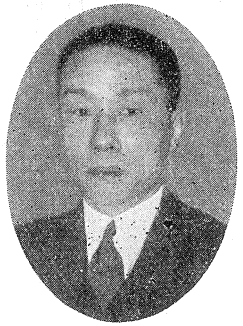

史蹟名勝天然記念物保存法に依り

指定せられたる儒教教育機關の史蹟

文部省宗教局　古谷　清

我國の儒教の傳はりしは　應神天皇の朝百濟の人王仁論語十卷千字文一卷を將來せるに始まると稱せられ、かくて儒教本位の漢學教育の幕は開かれて　天智天皇の御代には學校を創められ　文武天皇の朝に、京師に大學を、諸國に國學を置き、李唐の學制に準據せられ、易、書、詩、周禮、儀禮、禮記、左傳を講じ、又孝經論語を兼講せしめられたのであつたといはれた。爾來一千三四百年の久しき儒教本位の教育に支配せられて來たのであつた、然し上代の學習法を案ずるに、唯訓詁註疏に盲從し註文も本文と共に諳誦する程度に過ぎなかつたもの、而して眞に儒教教育本來の面目を發揮するに至つたのは、宋學傳來後であると云はれてゐる。然れども宋學傳來以前にありても、その流傳によつて、儒教の五倫五常の要旨たる、忠孝仁義の名義を明にし、禮義廉恥の貴ぶべきを教へ、舊來の陋習を改めて、爰に善良明晰なる日本思想を確立せしめた、祖先崇拜、神祇の崇敬上にも、儒教思想の影響によつて一層の明確さを增したと云はれ、亦聖德太子の十七條憲法も、第二條を除く他は、皆儒教に本くものと云はれてゐる。尙上代の學制には明經・明法・紀傳・算術の四道を設け博士を置き、其博士の官は、明法・紀傳・算術の三道は、各々明法博士、紀傳博士、算博士と學科を冠せしに對し、明經のみは單に博士とのみ呼びて、他の三道と異にし重ぜられた事が知られる。齋藤拙堂の士道要論に「もろこし聖人の道は我大御國祖宗の道にかわることあるまじ、わが祖宗の神だち道德のまし〳〵たること、もろこし聖人にまさり玉ひたれど、そのころは文籍なければつばらには傳らず、たま〳〵聖人の道の譬田の朝につたへ來りたれば、聖天子の御心にもよしと思ひたまへばこそ、御子達にもまなばしめたまふなれ」と述べて暗に儒教思想の我國民性と一致するところありとして、その傳播と感化の由來するところを想察されてゐる。何にはとまれ千數百年の久しき間、所謂儒教本位の教育の下に支配されて來たのであるから、從てその關係の史蹟は非常に多く遺されてあるべき筈なるも、然し大正八年法律第四十四號によつて史蹟に指定さるべきものは、保存を必要とする、諸條件の具備せねばならぬ爲に、名のみ高くとも、保存すべき對照物件、即ち遺構の存せぬものは、指定し得られざる爲に、極く古い時代のものは殆どなく、何れも近世のもののみである。その近世のものすら大部分は退轉又は破壞され指定せらるべき條件を失つてゐるものが多い。大年八年以後今日迄に指定されし分は、約十七ケ所で、尤も此指定されし內十六ケ所は學校・聖廟・塾舍等の建物を有するものを數へたもので、史蹟としては、尙著名なる學者文人の墓をも指定してゐるが、今は主として教育機關の分にのみ止めた、尙建物の分も將來調査の進行につれて、多少增加する事と思はれるが、爰には昭和十年八月現在を以て限つたのである。

舊養賢堂

十七ケ所の內、十五ケ所は德川時代に入りて創始された史蹟で、他の二ケ所は、一は足利學校阯、一は金澤文庫阯で、共に德川時代以前よりの關係場所である。尤も足利學校阯內の現存指定對照物の一たる聖廟は、之れ又德川期の建築である。金澤文庫は、文庫としての獨立した建物が最初ありしとか無かりしとか等種々說もあつて、從て史蹟としては文庫として指定したのでなく、稱名寺內界として指定され、而してその指定區域內に文庫阯も當然含まれたものと見てゐるのである。

文教關係史蹟の德川時代の分の多いのは、年代も新しく現代への連鎖關係の深き點にあるは勿論であるが、その元は家康の奬學の刺戟によつて文教の盛を致した結果で、中期以後になると獨り儒教のみならず和學や洋學の關係史蹟が發生してゐる。

さて指定されし十五ケ所の藩黌・文廟等文教關係史蹟も大半は破壞され、今に活躍せし當時の狀況全部を完全に保存してゐる

るものは殆ど無いと云ふてもよい。即ち大部分は唯其主要部分を存し、舊規模を見るべきものとして指定されたのである。以下府縣別順によつて指定せられたる分の由來と現狀とを略述參考に供したい。

舊養賢堂　宮城縣仙臺市勾當通宮城縣廳敷地内にあり、大正十一年二月指定、舊仙臺藩の藩學で、該藩の學校は元文元年伊達吉村仙臺北三番町に舍を設け、學問所と稱し、領内の子民を教育せしに始まるのである。寶曆十年今の地に移し、文化年間大槻清準氏に命じ、規模を擴張養賢堂と號するに至つた、今存するは、講堂・聖廟及門とで、講堂は文化十三年春工を起し、十四年竣工、而して學舍・講堂・御座間を一建築中に集合した點は、他藩の黌舍とは頗る構造を異にするものである。

舊有備館　宮城縣玉造郡岩出山町にあり昭和八年二月指定、この地伊達氏の祖政宗が仙臺に移る以前居城の地にして、藩制時代には一族を分封して守らしめた由緒の地である。指定名稱には「及庭園」とあるが、現在はその講堂に擬すべき建物と庭園とを完全に保存さるゝので、二つを併せて指定した爲である。

舊弘道館　茨城縣水戸市上市字南三ノ丸にあり、大正十一年二月指定、水戸藩々學にして、天保九年德川齊昭創設、藩士の子弟をして文武の道を講ぜしめた處である。今に正門・正廳・至善堂・八卦堂・聖廟等當初の儘に遺されてゐる。所謂水戸學の精髓を發揮した所である、而して水戸學の綱領は八卦堂内にある、弘道館碑文に盡されてゐる。

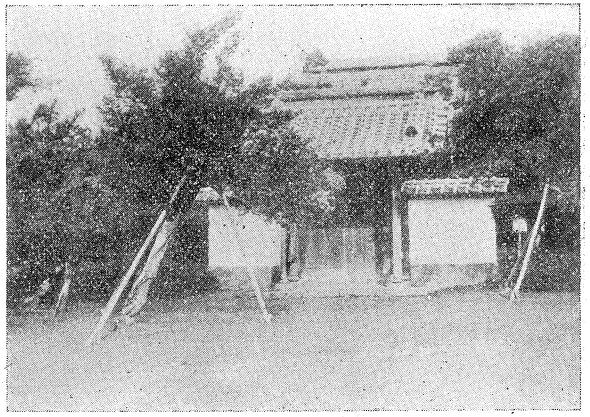

舊弘道館孔子廟

正廳は一に學校御殿と稱し、棧瓦葺書院造、複雜なる平面形をなしてゐる。聖廟は三間四方單層入母屋造、大棟に鬼伏頭、下棟及び隅棟に鬼龍子を置ける特異の樣式、支那の孔子廟を模せるものと言はれてゐる。

足利學校　栃木縣足利市昌平町にあり、大正十三年三月指定、我が戰國時代文教の最も衰へたと言はるゝ時代、殊に關東に於て金澤文庫と共に、二大文教の遺蹟として數へらるゝ著名なところである。創設の由來に就ては、或は王朝時代の國學の遺制なりとも、又參議小野篁の營む處なりとも傳へられるが判明しない。遺書の上から見て現在の學校は、上杉憲實の好學の結果になるところ且つ上杉氏三代の保護の結晶である事は分る。

學校として最も盛を極めたのは天保年間九華の庠主の時で、負笈の學徒實に三千と稱せられ、又此頃渡來の宣教師によつて、その所在を歐洲諸國に迄報告せられてゐる。德川時代に入りその活躍は到底前代には及ばず、即ち後期以來は講學所としてはその生命を失つた代りに、珍籍の收貯所として斯界に有名となり、殊に貴重な文庫として支那の學者間に知られるに至つた事は注意すべき事である。さて今舊時の遺構として見るべきは、寛文八年に修築された聖廟と入德門と中門とを存するのみである。聖廟は重層四注造明の古廟の制に倣つたものと言はれてゐる。

湯島聖堂　東京市本郷區湯島二丁目にあり、大正十二年二月指定、寛永九年尾張藩主德川義直が林道春をして、上野忍ヶ岡に先聖殿を造營せしめたるに始まるので、元祿三年將軍綱吉道春が孫信篤に命じ、聖廟並黌舍を他に移す事を計畫せられ、外神田臺の地を選んで廟學の地と定め、特に聖鄉に擬して名を昌平と改め、爾後廟學地の泛稱となる、此年聖廟成り大成殿と稱せられた、四年信篤新廟仰高門東舍に於て初めて經書を講ぜられしが、聽者實に三百人信篤をして講說年有り今日の如く聽者の多きを知らず、文教の致す所と驚嘆せられた次第である。同十六年聖廟黌舍共に災に罹りしを以て、寶永元年再造し、寛政四年更らに黌舍を擴張し、九年黌制を改革黌舍を學問所と稱する事となつた、即ち從來林家の私塾的傾向にありしを排し、ここに官立校の面目を明かにした次第である。後又災あり寛政十一年規畫一に明制に據て修造せられた聖廟は、近き頃まで存したのであるが、大正十二年の震災に失はれ、纔かに入德門及水屋を殘すのみであつたが、最近聖堂復興期成同盟會に於て再造舊に復し面目を新にされたのである。又維新後學問所は廢されて、高等師範學校の敷地となり、再轉今東京高等齒科醫學校の敷地となつた。

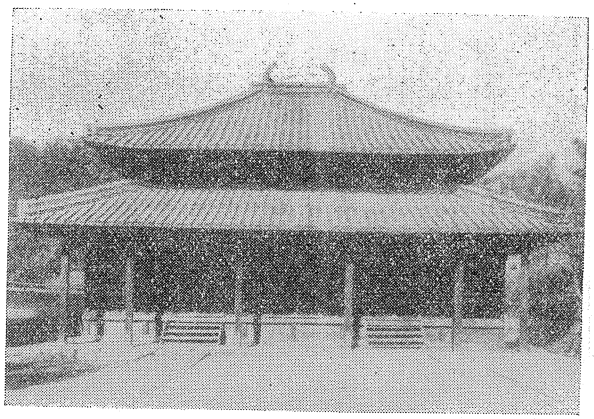

足利學校聖堂

釋奠の主祀は創建以來林家の司どる所であつたが後には林氏の一族に非ずして主祀となる風を生じた。

學問所は終始林家に於て主宰聖堂付儒者之を助け、其教育方針は儒教中心主義で、實に漢學研究の最高學府であつた、而して昌平坂學問所は教授研究指導の旁、又支那の珍籍を覆刻世に出してゐる。所謂聖堂官版の書卽ちこれである。

稱名寺內界　神奈川縣久良岐郡金澤町にあり、大正十一年十月指定、尙指定名稱には附金澤氏墓及開山審海上人以下世代塔となつてゐる。稱名寺は文永年中金澤實時の創建に係り、審海上人を招じて開山としたのである。勿論當時の建物は今存せず、唯土壇・土壘・溝渠・苑池等に當初の面影を偲び得られる。而して金澤氏は寺內に文庫を建て和漢の珍籍を收藏大に當時の文運に寄與する所多大であつた、世の所謂金澤文庫卽ち之れである。

舊崇廣堂　三重縣阿山郡上野町にあり、昭和五年十一月指定、津の有造館支校として文政三年藤堂高兌の建設、始め文場と云ひ、後書經周官の「功崇惟志、業廣惟勤」の語句より採て崇廣堂と命名するに至つた、而して崇廣堂とは講堂の名稱であると共に饗舍の總名稱でもあつた。維新後建物の改廢があつて今存する當初の遺構としては、講堂・表門・御成門及附屬舍の一部分等に過ぎない。講堂は七間四方入母屋造、これに入母屋造玄關と、切妻造の母屋とが附屬してゐる。

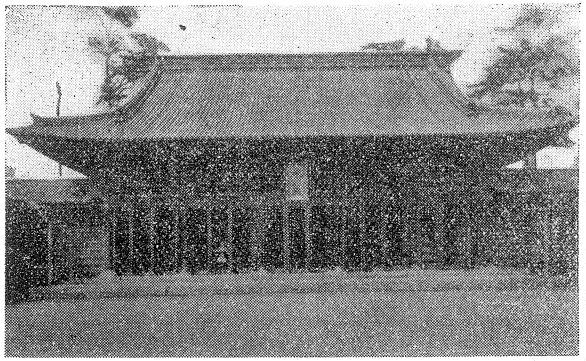

湯島聖堂（震災前）

藤樹書院　滋賀縣高島郡靑柳村にあり、大正十一年二月指定、世に近江聖人と呼ばれたる中江藤樹、大洲侯に致仕して後鄕里此地にありて帷を垂れ專ら書を講じたのである。書院は四間に八間葺くに茅を以てす、側に藤樹あり仍て之に名けしもので、今舊時の建物槪ね退轉し、現に存するものは藤樹の老木と門一構のみである。但し敷地は元の儘に殘されてゐる。而して藤樹の其著「文武問答」は儒學の近世武士道に及ぼせる顯著なものとして世人に嚆炙されてゐる。卽ち又その門弟には熊澤蕃山の如き著名なる人物を出してゐる。

伊藤仁齋宅（古義堂）趾並書庫　京都市上京區東掘川通にあり、大正十一年二月指定、古義堂は仁齋歿後享保十八年其子東涯の改築したものであるが、爾後火災に罹り屢々更新、現在の建物は多く明治二十三年の建築で、從て仁齋當時のものとしては、二階建書庫一棟を存するのみ、但しその敷地は略ゝ舊の儘である。

賴山陽書齋（山紫水明處）　京都市上京區東三本木南町にあり、大正十一年二月指定、此處は山陽の居住せし水西莊の一部で、大部分は旣に退轉し舊態を止むるものとしては、平素書齋に使用された山紫水明處の一亭を殘すのみである。水西莊は山陽の家塾でもあり住宅でもある。而して山陽の感化は著書や詩文を通じての方がより效果的であつた、從て家塾の方よりも書齋の方により多くの功績を認められる。而して二大著書の一日本政紀は又實にこの書齋での所產である。

詩仙堂　京都市左京區一乘寺町にあり、昭和三年三月指定、此處は石川丈山隱棲の處で寛永十八年の建築、最初平屋のみであつたが、寛文十二年丈山歿後增築改修を經てゐる　平屋建の一室には壁面に漢晉唐宋の詩人三十六人の畫像扁額が揭げられてあるにより、その堂名となつたのである。

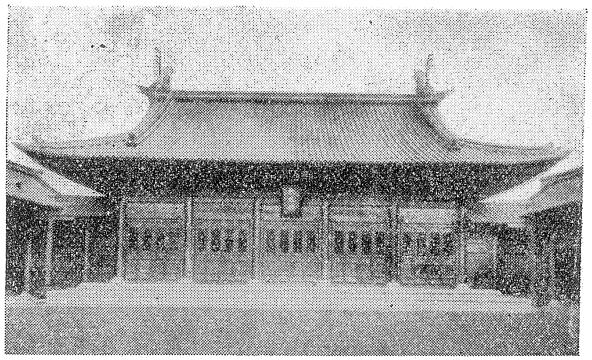

湯島聖堂（震災復舊後）

舊岡山藩々學　岡山縣岡山市西中山下にあり、大正十年二月指定、同藩學校は、藩主池田光政藩士子弟教養の爲、上道郡花畑に學舍を設けしに始まるのである。寛文六年一たび之を城內に移し、次いで今の地に移して規模を擴張、九年工成り岡山藩學校と稱した、今は縣立女子師範學校として使用してゐる。維新後附屬建物は多く撤廢されたが、尙講堂と校門及外門とはよく舊規模を保存されてゐる。講堂は五間四面、入母屋造頗る簡素な建築である。

閑谷學校　岡山縣和氣郡伊里村にあり、大正十一年三月指定、寛文六年十月池田光政封內巡視の際、閑谷の地を相し、同十年津田永忠に學校造營を命ぜらる。此地元延原と稱せしが、此時閑谷と名を改められた、卽ち閑靜なる山谷を意味するのである。延寶元年に講堂を貞享元年に聖廟を造り元祿十二年學田學林を附して、學校獨立の基礎を固からしめ

たのである。同十四年今の講堂に改築し、四面に四百餘間の石壁を繞らし、經營の全く終つたのは寶永四年と言はれてゐる。建築家城戸氏は「現存の鄕學校としてその規模を知り得るもの本校のみで貴重な遺構である」と推稱してゐる。

尙指定名稱には「附椿山石門津田永忠宅阯及黃葉亭」となつてゐる。本校の產みの親であり育ての親とも云ふべき津田永忠は、名は重二郎後佐源太と改む、光政の命によつて學校創設に力を致し、更らに居をその傍に移して監督に任じたのである。

廉塾竝菅茶山舊宅　廣島縣深安郡神邊町にあり、昭和九年一月指定、塾は茶山が開きたるもので、初め黃葉夕陽村舍と呼んだ私塾であつたが、後福山藩に請ひ鄕校と爲すに及び廉塾と稱したのである。賴山陽の茶山先生行狀に

……就其家東北河堤竹林下、築村塾帶流種樹、對面之山、名黃葉、因曰黃葉夕陽村舍、舍背隔野望連阜、有茶臼山因自號茶山云云生徒晩益進其所築塾、至不能納焉、先生請藩爲鄕校名曰淡窓私塾を開き子弟の敎養に任じて以來、旭窓・靑村・林外相續して帷を垂れし處、宜園の阯は今縣道を狹みて左右に分れてある。卽ち道の西側なる一廊には考槃樓・西塾・南塾等の建物を存し、東側なる一廊には、秋風菴・心遠處・遠思樓・東塾・講堂等の建物があつて、その全部を併せて咸宜園と總稱したのである。今舊時の建物は殆ど退轉し、遺構を徵し得るものは、秋風庵一宇を存するのみ、庵は東西八間半、南北三間半、茅葺二階建、天明元年淡窓の伯父月花の建てしもの、後長春庵・春風園・東家・和肅堂等と改稱せしも、今は初名を以て呼ばれてゐる。淡窓晩年此家に起臥講書、安政三年此の庵に於て歿せられた。

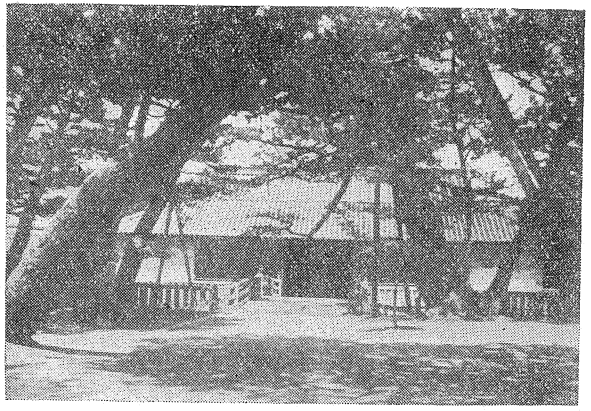

廉塾云云　現存せる廉塾關係の諸建物は、當時の講堂塾舍竝先生の居宅及附屬の倉庫等で、水路を隔てて北側に廉塾講堂と呼ばるる建物あり先生の居宅は二階建にしてその西側にあり、凡ての狀況山陽の記文に盡し現狀又聊かの變りもない。

松下村塾　山口縣萩市にあり、大正十一年十月指定、安政三年吉田松陰家學を授くるの藩許を得て子弟敎養に任ぜし所、塾舍は八疊及十疊の二室を有する平屋、誠に簡素な建物であるが、長藩の俊髦の多く出でたる處として著名である。

舊岡山藩學　松陰は開國進取の理想を有し、且つその實行家であつたが、塾生を指導するに當ては儒敎の要旨を强調してゐる。

咸宜園阯　大分縣日田郡日田町字豆田にあり、昭和七年七月指定、文化十四年廣瀨多久聖廟　佐賀縣小城郡多久村東ノ原にあり、大正十年二月指定、邑主多久茂文の營むところ、元祿八年工を起し、寶永五年竣工、初め恭安殿と稱した、重層入母屋造、高七間横八間奥行十間半、聖壇の孔子龕勾欄階段及外部柱礎盤等の部分に比較的支那風の樣式を存してゐると言はれてゐる。元此聖廟に附屬して黌舍が設けられてあつたが、維新後退轉今廟宇のみを存するに過ぎない。丹邱邑誌に

藩廷ニ告ゲ玉ヘバ藩モ私ニ免許シ玉ハズ東武ヘ告ゲ玉ヘバ憲廟是ヲ感ジ先ヅ大成殿ヲ建ラレテ後免許アリ仍テ藩モ亦郭內鬼丸ヘ聖堂學校ヲ建立セラレテ邑家モ卽チ造營セラルト云傳フ

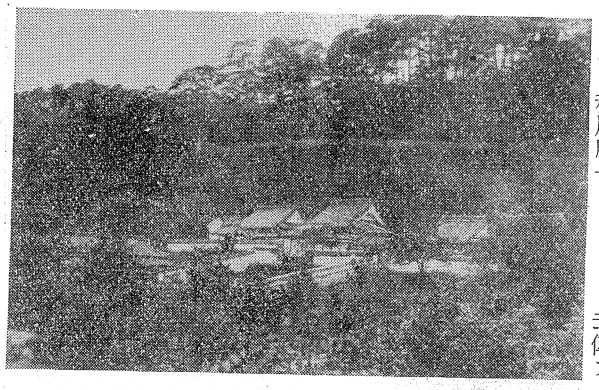

閑谷學校

これ事實とせば、多久氏興學の影響も鮮少ならずと言ふべきである。

以上の他に萩の明倫館阯をも加ふべきであるが、該所は明倫館水練池附明倫館碑として指定されたのであるから、ここには暫く除外した。

◆

指定された如上の關係史蹟を通觀するに、大體足利學校と金澤文庫、藩學・鄕校、私塾の四大別に分けて見る事が出來る。

足利學校と金澤文庫　我が足利時代の文敎を論ずるもの、必ず此二者を論ぜざるものは無い、從て此兩者に關係する論文も非常に多く、且つ世間によく知られてゐる事であるから、ここに詳說する必要はないが、唯遺書を透して見た現在の足利學校に就ては、上に述べた如く、永享十一年上杉憲實の時代に置くを穩當と思ふのである。而して憲實は黌舍に

書籍を寄附するに當り、

凡漢土、自國學、至鄉校及家塾、非儒生者、司業難矣、惟綿竹、以僧爲主之、本朝州學存者僅有數焉、率亦以僧爲之主、野學爲最、而經學之盛、斯時也、言者曰、眇服而爲縫腋之行、乖戾甚、若宗門家一大藏敎、是箇切脚、況世俗文字乎哉、雖然至所謂不卽不離之妙、有庶幾焉、今故以五經疏本若干卷、安置學舍、從今講習莫怠、則文化之行、自家達于鄉、達于州、達于國家天下也、可措日而俟矣　嗟夫寶惜珍藏、壽齊金石、是祈、主者思之、

といふ置文を添へ、講學の指針としてゐる。

更らに同時に書籍の取扱閱覽規則を示してゐる、曰、

一、收蓄時、固其扃鑰緘縢、勿浪借與人、若有志披閱者、就于舍内看一册畢、可輒送還、不許將歸出闔外、

一、主事者、臨進退時、預先將交割、與新舊人相對、僉定每部卷數、而後可交代、

一、借讀者、勿以丹鉛、妄句投雜揉、勿令紙背生毛、勿觸寒具手、

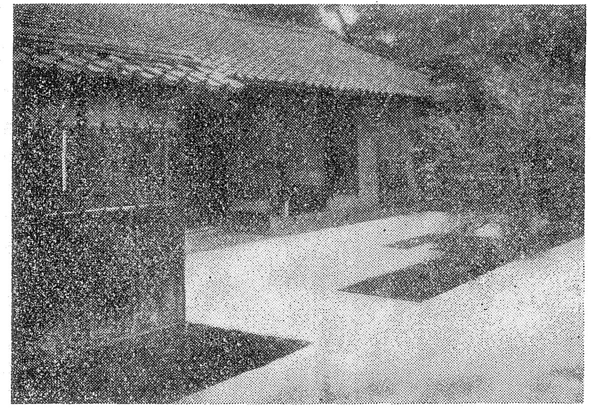

庠　塾

一、至夏月梅潤、則令糊櫃不蒸、至風涼則令曝、不瓦屋漏時、則令不濕腐、至冬月則嚴火禁、早設其備、

一、或質于庫、或鬻于市肆、或爲穿窬所獲、罪莫大之焉、

一、許及爛敗、不知用麵糊之法、勿容易標背矣　群蟲蛀也、

これ皆永享十一年閏正月に出されたもので、更らに七年後なる文安三年六月に至り、

一、三註・四書・六經・列・莊・老・史記・文選外、於學校不可講之段、爲舊規之上者、今更不及禁之、自今以後、於腋談義等、停止之訖、但於叢林有名大尊・宿在庄者除之訖、禪錄・詩註・文集以下之學、幸有都鄙之叢林、又敎乘者有敎院、於庄内自儒學外禁之者也、猶々先段所載書籍之外、縱雖爲三四輩、相招於開講席、在所者、自學校堅可有禁制、猶以不能承引者、可被訴公方、

一、在庄不律之僧侶事、至于令許容族者、於土民者、永可令追於諸士者、以許容在所、可被闕所者也、但至改禪衣者不及制之、

一、平常疏行、而無處置身僧侶、號爲學文、雖庄内江令下向、自元依無其志勤不勤學業、徒遊山翫水輩、毎毎有之歟、以彼素飡僧侶至令許容者、罪與前段同、

この文の終りには釋長棟の署名がある。釋長棟は憲實剃髪後の法名である。その身は佛門に入りながらも、尙儒學の鼓吹に專念されてゐる。平泉澄博士は足利學校は「國書を讀まず、佛典を講ぜず只只儒書を中心とする漢籍を專ら漢唐の註疏を用ひ漢唐の學者の解釋に從て講義をした點に於てその學風は著しく上代的であつたと」儒學專門であつた所以は、憲實のその熱心なる奬勵によるものと思はれる。而して憲實が聘して第一代の庠主とした快元は最も易に造詣深く次で第七世九華、第九世三要又易學の精通者として知られてゐる。

成宣閣址(左方倉庫及茅葺屋根秋風庵)

我國に於ける周易講義書中の最古のものの一として知らるゝ「周易抄」は、近江國山上永源寺の柏舟の著述であるが、柏舟は實に一世庠主快元が高弟であつた、かゝる次第で足利學校の易の研究は最も特色あるものとして世に名高きを致した次第である。歐人フロイスによつて綜合分科を有する大學として紹介せられた本校は、儒教本位の漢學專門の學校であつたが、第四世九天の時醫書を、七世九華の時兵書を併講したと言はるるから、或はかくて綜合大學と呼ばれたのではあるまいか。

金澤文庫は、最近關金澤文庫長の研究によれば、この文庫には藏書が非常に多く、又創建者實時が非常に火災を恐れし事及新發見の文書により、決して從前想像されしやうな、蒐集の書籍は、屋形の一隅に置かれたのではなく、立派に獨立した建物のありし事を述べてゐる。而して藏書の一番多く蒐集されしは顯時・貞顯の時代にして、且つ此文庫の活動に就ては、不公開不自由のものなりしとの說あるも、それは金澤文庫の全部の所有權が

稱名寺の僧侶の手に移りし以後かかる狀態に陷つたものであると論じてゐる。

慕景集によれば、金澤文庫に於て釋菜を行はれた事が見えてゐる。足利學校聖廟に安置する聖像は、天文年間に作られた銘文がある。聖像ある以上、夙に釋奠の禮の行はれし事言ふ迄もない。

藩學と郷校　文部省刊日本敎育資料藤井調査員の序文中に、「往時大小二百八十餘藩ノ諸家晩クモ維新ノ際ニ至リテ概ネ學校ヲ設ケ子弟ノ敎養ヲ施セリ」と一藩一校としても、かくては二百八十餘校あり、然るに水戸藩の如きは、藩學としては弘道館があるが、その他延方郷校・小川郷校・敬業館・益習館・暇修館・時雍館・太子郷校等あり、又伊勢の津藩の如き藩校有造館の他別に支校として伊賀上野に崇廣堂を設けてゐる。仙臺の伊達家でも養賢堂の他に岩手山に支校として有備館を設けてゐる。かゝる狀況であるから、藩學及郷校の數は三百餘校にも上つた事と思はれる。最近建築家城戸氏は、江戸時代の學校建築なる論文中に、藩學及郷校の表を揭げ二百九十ケ所を數へてゐる。然しその表中には岩出山の有備館の如きは洩れてゐる。依て思ふに三百校位はあつたものと見てよからう。

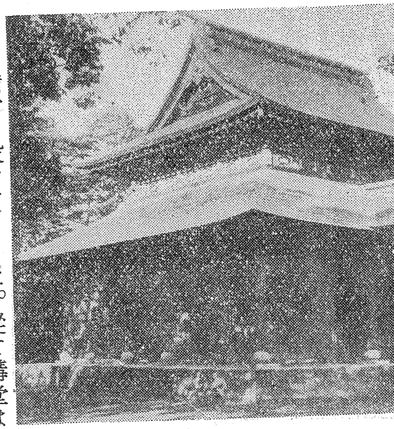

多　久　聖　廟

然るに維新後それ等の建物は、同じく學校に轉用されたものもあり、官各衙等に利用された分もあつて爾來六十年多くは、退轉廢滅、今は殘り少くなつた。

指定せられたる藩校に就て考察するに、學校としての重要要素は、講堂と聖廟に置かれしやう思はれる。而して藩學或る場合郷校にも敎育の二大眼目は文武の二敎であつて、就中その文敎は儒敎本位の敎育であつた、各藩黌によつて多少の差はあるも、その敎科書は大體「四書・五經・十八史略・蒙求・春秋左氏傳・莊子・文選・小學・老子・荀子・韓非子・國語・戰國策・史記・漢書」等であつた、而してその講義は講堂に於て行はれたのであつた。從て講堂は學校の中樞をなしたものである。城戸氏は建築家の見地よりして、講堂の構造を分類し、廣間型・書院型・綜合型の三種に分け、廣間型には岡山藩藩學・閑谷學校・崇廣堂を、又書

院型には水戸弘道館を、綜合型には仙臺養賢堂を擧げてゐる。就中養賢堂は深き意味を寓してかかる綜合型建築としたもので、事の始末は計畫者大槻淸準の記文に詳かである。曰、

講堂之制、方一百有五十一尺二寸分、爲二十五室、中央一室爲學、學之外盡而爲八區、四正爲室、四隅爲霤、其室爲校、而其設霤所以容乎明也、其外別爲十六室、是爲庠、庠之外分爲四是爲序、總二十有五室焉、夫序者殷也、庠者周也、校者夏也、學則三代同之、是故講堂一而三代校庠之制兼存焉、學之必一其室者、何是大學也、總室之矩由是出焉、故居中央象大極也、是以學室必一焉、校之所以四也、如何校者敎也、小學敎法之所由立、故次學室以居四正、其數法四象也、又爲四德之象也、是以校室必四焉、庠之十六何、庠者養也養之義莫大於養老、而敎法之所以明由尊賢、故次四校以居其外、而各三室象一時、各有三月而四隅之室法四季之必有土旺也、是以庠室必十有六焉、庠之所以四者如何、序者射也、德必由敎法明、而成古者德行、於射乎觀之、故序居庠之外、而週庠十六室之外法、天有節序以時統月也、又爲地有四方之象也、是以序必四焉、是故生數自乘而生室數一、一而一者學數也、二二如四者校數也、三三如九者穩數也、何爲九其穩、是九疇之用數也、是以包生數在乎內焉、四四十六者庠數也、五五二十五者室之總數也、總室之必止三十五何天數也、是故結構之度皆因五行之生數得之也、學室揭十二、辟卦方各三、卦是應庠之十二室也、卦餘四隅各設窓、應序之四隅室也、故學室一而包二十四室存之矣、夫中央者土土其數五、是以在河洛共居於中、其五大衍之則爲五十蓍策之數也、故學室容席五十法大衍之數也、一二三四者陰陽之位、而六七八九者陰陽之數也、是以在河洛共環五之外、陽二十而陰亦二十合之則爲四十、故校室室四十席法陰陽之位與數之積也、七八九六老與老少與少配而合之、各十有五合之則爲三十、庠之十二室、室三十席法七八九六之積也、亦一月之日數也、凡十有二室其席共三百有六十、易曰乾坤之策三百有六十、當期之日是也、庠之有隅象四季必有土旺也、故四隅之室室十八、席應四季土用之數也、是故積四隅與四序之席合於氣朔之數、卽一年之日數也、是故總室之數應陰陽、蓍策庠之十二室與學室而、一十有三老陽掛揲之數也、庠之十六室與學室而一十有七少陰掛揲之數也、校室四而庠十六與學室而二十有一少陽掛揲之數也、校室四而庠十六幷序之四室與學室而二十有五老陰掛揲之數也、是以序外之柱方各十有六、易卦可配復匝算之、其實止六十乃幹支之數也、夫天之生物各有主、無主必亂制作、雖備結構雖完不可以無主、故設君位於校之北室、南向君之位必設於北校、何此象師之九

二也、其繇曰在師中是也、孟子曰設爲庠序學校以敎之、庠者養也校者敎也、序者射也、夏曰校殷曰序周曰庠、學則三代共之皆所以明人倫也、今皆兼用之焉、是故校室者可以立敎法也、庠室者可以行食禮也、序者可以觀射儀也、且夫王制崇四術立四敎、蓋射書禮樂法時象類以敎之先王之典也、今夫當晨除經籍於東庠、及昳肄禮數於西庠如是之類法、時象方亦王制之遺也、是故講堂一而三代校庠之制兼存焉、而結構之度則本之洛書參之、明堂參伍錯綜衍而五之稽之、河圖質之易象縱橫逆順引而長之亦無往而不相値也、朱子嘗記草庵之制、有言上有九疇八卦之象、下有九丘八陣之法、此蓋論象數也、而朱子又序詩傳曰、人事浹於下天道備於上而無一理之不具蓋語其理也、余於講堂之制度之象數理亦共云、

室は二十五室より成り、講堂一つで夏殷周三代の校庠の制を兼ねしめたものである事は、その文の示す通りである。上文は日本敎育資料引文に據りたるもの、誤脫あるか文意の通ぜざる所あり、今之を訂正する能はざるを憾む。

各藩々學の講堂が、皆かゝる嚴肅なる方針の下に計畫せられしや否知るに由なきも、儒敎を以て敎育の根本としたる時代にありては、皆相應の考慮を拂はれて建てられたものと思ふ。而して更らに此時代に於ては講堂の建築に重きを置くと同時に、又聖廟を造り先聖孔夫子を祭つたのである。或る意味よりすれば、聖廟はその講堂以上に重きを置かられたものであつた、聲舍は退轉せしも聖廟のみ嚴然として今に殘されてゐるものがある。東京湯島聖堂、足利學校及佐賀多久の聖廟の如きはそれである。指定せられたる藩學中、岡山藩々學には聖廟としては之を缺くも、講堂の一室に聖位が祭られてある。而して春秋の釋奠は閑谷學校と交互に行はれたやうである。又伊賀の崇廣堂、岩出山の有備館には聖廟を缺くが、共に支校たる爲で、その本校には聖廟が置かれてあつた。

さて現存聖廟建築年代としては、足利學校寛文八年岡山閑谷學校貞享元年、多久聖廟元祿八年、湯島聖廟大正十二年燒失の分、寛政十一年、仙臺養賢堂文化、水年中戸弘道館天保九年、と云ふ順序になるのである。

私塾。德川時代一般庶民敎育機關としては、鄕校私塾家塾寺子屋で、鄕校はどちらかと云へば、藩學分校の傾向を持つてゐる。而して寺子屋は普遍的のもので、庶民敎育の根幹をなしてゐると言へやう。その敎ゆるところは、四書の素讀や筆道所謂讀み書算盤と云ふ程度の敎育機關であつた、又私塾はその發達の性質上、初等より高等專門敎育に及んでゐる。藩學の發達以前は、主として文武兩道とも、この私塾によつたもので、從て藩學發達後と雖も、この私塾は、殊にその入學資格の自由であつた事も關聯し、自然重大なる位置を保つてゐた、從て三都を始各地方に存在せし數は決して少くない、今この方面で史蹟として指定されたものは、京都の古義堂、近江の藤樹書院、備後の菅茶山の廉塾、萩の松下村塾、豐後日田の咸宜園等がある。その他京都の石川丈山の詩仙堂、頼山陽の山紫水明處も或る意味に於て之に加ふべきものであらう。而して私塾は藩學以上に退轉甚だしいので、今に完全に殘されてゐるものは誠に少ない。尙私塾の社會的に及ぼした效果には、藩學以上に大なるものもあつた、萩の松下村塾の如きその雄なるものゝ一である。指定せられたる純儒學本位敎育の私塾中狀態の頗る完全にして、且周圍の狀況尙幸にして昔ながらの情景を多分に保持してゐるものに、廣瀨淡窓の咸宜園があり、宜園と相對的のものに茶山の廉塾がある。

咸誼園は豐後日田の人廣瀨淡窓の開くところで、經史詩文を敎へたる純然たる漢學塾であつた、窓初名は簡後健と改む、通稱は求馬、其家世々日田代官の用人たるも、窓病弱の身其家業を嗣ぐの難きを思ひ、初め龜井昭陽に學びしも、家庭の都合上永く留る事を許されず、一年餘にして再び家にあり文化の初私塾を開き子弟敎養の任に當り、同十四年豆田中城の地に塾舍を建て咸宜園と稱し、爾來舍弟旭窓・義子靑村・孫林外代々塾を主裁し、四代五十年幾多人材を養成し、私塾として天下に指折り數へられたのであつた、豐繪詩史に「四方麕至入門者前後四千餘員、家塾之盛近古不見其比」と述べられた通り、此塾に學ぶ者、鎭西諸侯人は勿論、遠きは靑森方面より來る者もあつて、生國を異にする者六十四、其數四千六百十七人入門者の名簿今に存して明らかである。而してその出身者の維新前後に社會に活躍せる人多く、松下村塾と相俟て世に著名である。

廉塾は菅茶山が開きたる黃葉夕陽村舍の擴張して鄕校となしたる後の稱呼である。而して茶山は藩に請ふて鄕校となしたるも、尙茶山が家塾として異るなく、維新後は菅家のものとして保存せらるゝ事となつた、山陽の茶山先生行狀に、先生姓菅名晉師字禮鄕通稱太中茶山と號すとあるが、初より菅氏ではない、元は菅波氏と稱し、後略して菅を以て姓とされたものである。その開塾の年代も明らかならざるも、安永末年より天明の初年にかけての事と思はれ、又廉塾と稱せし年代も明らかでない行狀や墓銘には晩年とのみであるが、これ又文化より文政度にかけての頃と察せられる。從て開塾後約四十年の內、廉塾と呼ばれしよりは、黃葉夕陽村舍と呼ばれた方が長いので、此方の呼稱がよく世人に通じてゐる。殊に茶山の遺稿は、黃葉夕陽村舍詩文と題し刊行されてゐるので、黃葉夕陽村舍と云へば茶山を思

ふ如く、人々の頭に深く浸み込んでゐる。

さて茶山塾の名高きを致せし所以は、勿論先生の人格及學力の致すところであると同時に、その教育方針の宜しきを得た點及その交遊の廣きを致した等の爲である。

宜園と廉塾とを比較するに、遺蹟の狀態よりすれば、廉塾の方が遙かによく遺構を留めてゐる、然しこれは一に土地發展の狀況にも起因する事と思はれる。然し先人の遺稿遺品を鄭重に保存し、よくその遺訓を守られてゐる點は、兩者同一である。淡窓・茶山共に學術ばかりでなく、計理の道にも通達し、塾舍永遠の後顧の憂ひ無からしめられたので、子孫又餘慶を蒙つて居らるる次第と思はれる。

茶山先生行狀に「拙齋以嚴先生以和而意歸於一」と述べられてゐるが、此一語又よくその性格を察する事が出來る、淡窓の性格も又和であつた、又教育方針に就て、淡窓は「詩話」に、

故ニ予ハ只予ガ好ム所ニ從フノミ、廣ク世人ヲ誘ヒ予ニ從ハシムルノ意ナシ、若シ人予ガ好ム所ト同ジキモノアラバ、予ニ從フモ可ナリ、若シ好ム所同ジカラザレバ、門人トテモ强テ同ウス可ラズ

と、又川田甕江は、淡窓の門人にして義子となれる、靑村の碑文に「蓋先君子授宜園徒率性敎養各成其器以供國用」と淡窓が教育方針を約言してゐる。又茶山が教育方針はその行狀に、

其說經一循傳註不自立異、敎生徒有常課如法而止、不必督促

ヰ於謹言行敦倫理、

とある。宜園の教育方針とは、必ずしも一致とは言ひ難いが、趣旨に於ては似通へる點が認められる。

尙兩塾舍所在地の狀況を考察するに、兩地とも必ずしも舊狀のまゝでは勿論ないが、然し幸ひに多分に舊の趣きを保存してゐる。淡窓が宜園を開いた時に詠じた詩の一齣に、「茂林互縈帶、流水自潺湲」とあり、又「門外控雙豐、峻嶺千重出、長流一棧通、村烟晴嫋窕」と又曰「全家居畫裏」と如何にも環境の美はしさを讃へてゐる。又廉塾に就ては、廣瀨旭窓の廉塾記に、

予二十年前嘗遊其地而觀之、田野膏沃、而墾闢莫所不至、財用贍而民無甚富者、水平而沙淸、山秀而溫籍、蓋不富則淫邪之誘少、膏沃則耕耘省力而讀書得暇、加之山水夷曠淸遠、則風氣暢達人物稟生、沖雅好善無奇、邪麤駁之偏、夫以誠實之導、古俗之美而據風土之有資宜乎、

その環境を評してゐる。而して環境の點に於ても宜園の場所よりは、廉塾の方多分に舊趣を保てるやうに思はれる。

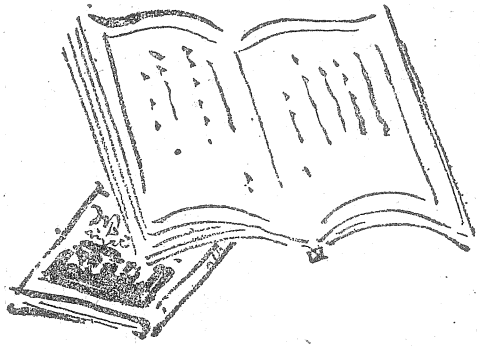

文部省直轄學校の特色

文部省直轄學校は現在百校の多數に上り、夫々特色を具へて高等教育又は特殊教育に從事して居る。本時報は其の特色を簡單に記述することを學校長に照會して、夫々誌上に發表することゝした。

新潟高等學校の特色

新潟高等學校長　岡田恒輔

本校は新潟市西郊の丘陵上に在り、東南越後平野を隔てゝ遙に上越磐越國境の山々を望み、西北は日本海に近く、海の彼方に佐渡の翠黛を眺めることが出來る。冬季雪の多い時は學校附近でもスキーが出來、一二時間を費せば立派なスキー場へも行ける。夏は學校の西方約三町の寄居濱は海水浴場として賑ふ。遠く連る海岸の砂丘は散歩に適し、市中を貫流する信濃川はボートを浮べるに宜しい。

本校は地名を冠する高等學校中最初のものとして大正八年に創立された。未だ古い歷史傳統は持たないが、教授には新進の人多く、活氣と明朗さに滿ち、生徒の氣風は堅忍着實にして、素朴な外貌の裡に不屈の意氣を藏してゐる。最近には生徒の間から、互に相戒め相助けて、學業を勵み、德性を磨き、運動を盛にし、以て大に意氣を揚げ、校風を刷新振興せんとするの氣運が湧き上りつゝある。

二、三、三　高等小學校　農業科　兒童用　福島縣農業教科書　二　二、三、二八訂正　各　三五
右著者　福島縣教育會、右發行者　合資會社六盟館
同　同　山口縣農業教科書　二　同　同　各　二七
右著者　山口縣教育會、右發行者　合資會社六盟館、合資會社白銀日新堂

歌曲採用認可　文部省ニテハ「美瑛尋常高等小學校校歌」（坂田慶太郎作歌、眞篠俊雄作曲）ヲ北海道上川郡義瑛尋常高等小學校、「佐賀尋常高等小學校校歌」（荒木良雄作歌、中原都男作曲）ヲ京都府何鹿郡佐賀尋常高等小學校、「逆川尋常高等小學校校歌」（菅谷德次郎作歌、野原幸三作曲）ヲ栃木縣芳賀郡逆川尋常高等小學校、「關尋常高等小學校校歌」（久保田省二作歌、佐々木英作曲）ヲ岐阜縣武儀郡關尋常高等小學校、「尾去澤尋常高等小學校校歌」（北原白秋作歌、山田耕筰作曲）ヲ秋田縣鹿角郡尾去澤尋常高等小學校、「田並尋常高等小學校校歌」（岡英治作歌、益山謙吾作曲）ヲ和歌山縣西牟婁郡田並尋常高等小學校、「岩松尋常高等小學校用「勤王祭の歌」（兵頭賢一作歌、清家嘉藏惡作曲）ヲ愛媛縣北宇和郡岩松尋常高等小學校用唱歌トシテ採用方認可セリ

活動寫眞フイルム認定　文部省ニテハ左記活動寫眞「フイルム」ヲ認定セリ

認定番號	フイルム題名	卷數	尺數	申請者
二九〇	眼は魂の窓	二	一、八〇八	東京電燈株式會社

東京科學博物館開館日數等　東京科學博物館ニ於ケル昭和十一年二月中ノ開館日數竝ニ入場人員左ノ如シ

一、開館日數　二八
累計　三二四
二、入場人員
一般　一、〇七一、〇五五
大人　一、〇三〇、〇二〇
小人　六、四一七、〇七〇
團體　一、四一〇、〇六〇
合計　一、八〇一、〇六〇
累計　二八一、一四〇

（備考）累計ハ昭和十年四月以降ノモノナリ又團體入場者ノ內譯ハ尋常小學校一九組三、七六五人」高等小學校四組二二六人」中等諸學校二九組一、九八七人」專門學校一組二二人」各種學校七組一九五人」其他ノ團體七組一五七人ナリ

昭和十一年度第二豫備金支出　大藏大臣ハ本省所管ニ關シ第二豫備金支出ヲ四月四日左記ノ通發表シタリ。

文部省所管

	圓
皆既日食觀測諸費	一三、〇八二
國際冷凍協會第十回總會參列費	一〇、〇〇〇
教學刷新施設費	一、四一七
教學刷新評議會諸費	六、三九四

北海道ニ於テ本年六月ノ皆既日食觀測ノ爲準備ヲ爲スノ要アルト本年六月和蘭國海牙ニ於テ開催セラルヘキ國際冷凍協會第十回總會ニ本邦代表者ヲ參列セシムルト教學刷新振興ヲ圖ル爲「國體本義」ヲ編纂スルノ要アル教學刷新評議會ニ關スル經費ヲ前年度ニ引續キ要スルトニ依リ之等經費ノ豫算外支出ヲ要シ前記金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀勅裁ヲ經タリ

日蓮宗宗則宗會議員選擧法中改正　文部省ニテハ日蓮宗宗則宗會議員選擧法中改正ノ件ヲ三月六日認可セリ

轉任　石川縣公立小學校長松井嘉久ハ三月三十一日石川縣視學ニ、山口縣公立小學校長船本恒一ハ同日山口縣視學ニ轉任セリ

歸朝　文部省在外研究員九州帝國大學教授竹岡勝也ハ二月二十二日歸朝セリ

死去　公立大學助教授從五位本田都也ハ三月二十二日卒去セリ

定價表

一部	金貳拾錢	送料共
一ケ月	金六拾錢	送料共
六ケ月	金參圓六拾錢	送料共
一ケ年	金七圓貳拾錢	送料共

●臨時增刊又は增大號發行の節は別に●御代金申受ケます●御注文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません

廣告料表

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず右文部省の御指定によつたものです

昭和十一年四月十八日印刷納本
昭和十一年四月二十一日發行
（第五四七號）

發行者　東京市麹町區土手三番町十三番地　大谷仁兵衛

印刷者　橫濱市磯子區磯子町字前坂千六百七十番地　大庭公平

印刷所　東京市牛込區西五軍町五十二番地　行政學會印刷所　電話牛込二九九六番

禁無斷轉載

發行所　東京市京橋區銀座西七丁目一番地　帝國地方行政學會　電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番　振替貯金口座東京十三番

編繁　水清・閱校郎三由倉岡

英語小讀本

〔CONCISE ENGLISH COURSE〕

いすや
いしさや
つたにくや

斯界の驚異的廉價版

教場の復習に！
學力の充實に！
家庭の自習に！
受驗の準備に！

待望の書・愈發賣

1 解釋と作文—基礎篇—〔前〕　＊
2 解釋と作文—基礎篇—〔後〕　＊
3 解釋—分類篇—　＊＊
4 作文—應用篇—　＊＊
5 解釋—應用篇—　＊＊＊
6 文法—應用篇—　＊＊＊
7 フェイマス・ストーリズ　＊＊
8 アンダーセン物語　＊
9 スケッチ・ブック　＊＊＊
10 發音と單語　＊

文法—基礎篇—（近刊）
トワイス・トールド・テイルズ（〃）
隨筆選（〃）
グリム物語（〃）
イソップ物語（〃）
オクレ（〃）
インテレクチユアル・ライフ（〃）
傳記物語（〃）
—以下續々刊行—

〔備考〕＊一・二學年程度　＊＊三・四學年程度　＊＊＊受驗程度

◇印刷鮮明・裝幀瀟洒　◇定價各册二〇錢
◇四六判各册約九〇頁　◇送料各册〇四錢

發行所　東京市銀座一丁目　振替東京二一九番　大日本圖書株式會社